

4

株式

第1. 発行可能株式総数

総合 43頁

1. 廃止の禁止 (113Ⅰ)

定款を変更して発行可能株式総数についての定めを廃止することができない 司予R6-17-1

公開会社の規律として、いわゆる4倍ルールがある (37Ⅲ、113Ⅲ、180Ⅲ) 司ブレ54-3,予R6-17-I

2. 発行可能株式総数の下限 (113Ⅱ)

定款を変更して発行可能株式総数を減少するときは、定款変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式総数を下すことができない 司予R6-17-2

3. 株式の消却との関係

株式の消却によって、発行済株式総数は減少するが、発行可能株式総数は当然には変動しない 司H24-40[予18]-オ,予R5-18-オ

cf. 株式の併合と異なり、公開会社における発行可能株式総数に係る規律は維持されていない（公開会社も、株式の消却によって発行可能株式総数が発行済株式総数の4倍を超えてよい）

4. 株式の併合との関係

株式の併合をした株式会社は、効力発生日に、株主総会の決議で定められた発行可能株式総数（180Ⅱ④）に係る定款の変更をしたものとみなす（182Ⅱ） 司予R6-18-1

5. 株式の分割との関係

発行可能株式総数を超えることとなる分割をしようとするときは、株式会社（現に2以上の種類株式を発行しているものを除く）は、株主総会の決議によらないで、発行可能株式総数の増加に係る定款の変更をすることができる（184Ⅱ） 司H21-38-I,H23-40[予19]-4,予H29-18-I